

論壇

税理士と成年後見制度

—低所得者に対する後見報酬（報酬の付与）について—

はじめに

成年後見制度が2000年（平成12年）4月に発足して14年となり、家庭裁判所による第三者後見人の選任割合も平成25年には57.8%に至っている。

平成25年度の最高裁判所成年後見関係事件の概況によれば、新たに成年後見人を受任した件数は税理士が全国で81件であり、司法書士7295件、弁護士5870件、社会福祉士3332件、行政書士864件に比べるかに及ばない。

また、平成26年9月現在での東京税理士会（以下「東京会」と称す）48支部のうち成年後見委員会のある支部は7支部だけである。

しかし、東京会の会員のうち現在、成年後見人養成研修修了者は約650名、東京家庭裁判所への推薦登録者が約260名おり、決してこの制度に会員が無関心であるとは思われないのである。

私は東京会杉並支部において成年後見特別委員会委員長職を拝命して4年目になる。当支

1 低額な後見報酬の付与とその理由

現在の民法学では成年後見制度の対象者は財産のある人たちがである。これは、成年後見制度が成年被後見人等の身上監護と財産管理を目的とした制度であることに基づいている。

そもそも成年後見制度は無報酬が原則である。成年後見人等への報酬付与（有償後見）はあ

部は平成18年に一般社団法人「杉並区成年後見センター」と「成年後見人等候補者の推薦に関する協定書」を結び、後見人候補者として会員をセンターへ推薦させて頂いている。

地域としては他の支部に比べ恵まれた環境ではあるが、支部会員への後見制度の理解の難しさを痛感している。

支部会員の後見人受任に対する危険はこの制度が①税理士業務と両立できるのかという点と②ビジネスとして成り立つのかという点であろう。この議論はすでに杉並支部会報94号（2014年1月号）で支部委員達による誌上座談会を行っている。

本稿では最近における低所得者の法定後見制度について、ビジネスとして成り立つのかという危険について再考する。

専門職後見人にとって報酬問題は非常に重要な関心事のため、適正な報酬システムを整備しない限り、専門職後見の適切な発展を望むことはできない年からである。

くまで例外的なものに過ぎず、家庭裁判所に対して報酬付与申立てをおこない、報酬額の決定は家庭裁判所の裁量に委ねられている。

無償が原則であるから報酬も低額である。この報酬額の判断基準については家庭裁判所が提示してい

る年。

これによれば「基本報酬の額は、月額2万円、管理財産額が高額な場合に増額され、また身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加される。

この家庭裁判所の報酬の判断基準がどのように運用されているかの調査がある。

調査結果によると、①後見報酬は、利用者の金融資産が多いほど多くなる②不動産売却、遺産、受取保険金等の特別な業務によって利用者の金融資産を増やすほど報酬が多くなる③身上監護の労働量は考慮されない等が認められる。

報酬付与の有無の状況をみると、報酬を受けている人の割合が全体の8割で、報酬を受けていない人の割合は2割であった。そのうち第三者後見人は、そのほとんどが報酬付与を受けているが、親族後見人は、全体の約8割の人が報酬を受け取っていない。

後見人等が受け取っている1ヵ月あたりの平均報酬額をみると、約3万円であった。

2 なぜ報酬助成制度の導入・拡充が必要か

高齢化社会への進展にともない、身寄りのない生活困窮者の成年後見利用も増加しており、成年後見人等の報酬を負担できない経済的困窮者が増加している。

また、成年後見人が成年被後見人のために行った労力が報酬に反映することになっておらず、専門職としての受任をためらわせる要因のひとつもなっている。

「報酬の支払いがネックになり、制度を活用しない」という実態がある。また、低所得者や生活保護受給者等は報酬負担ができないことで、制度の利用自体が不要であると考えられる関係者も多い。実際に受任する側から考えると、報酬の多寡によって後見活動が変わるわけではなく、むしろ低所得者等のほうが、社会資源の活用を選択肢が

やすほど報酬が多くなる③身上監護の労働量は考慮されない等が認められる。

報酬付与の有無の状況をみると、報酬を受けている人の割合が全体の8割で、報酬を受けていない人の割合は2割であった。そのうち第三者後見人は、そのほとんどが報酬付与を受けているが、親族後見人は、全体の約8割の人が報酬を受け取っていない。

後見人等が受け取っている1ヵ月あたりの平均報酬額をみると、約3万円であった。

狭まるために、後見人としての対応が多くなる、という傾向があり、正当な報酬が得られず活動せざるを得ない、という問題がある。

この困窮者の対策は①成年後見制度利用支援事業等の利用推進によるか②市民後見制度の導入に頼らざるを得ない。

現行民法862条（平成11年改正）は被後見人の財産の中から相当な報酬を支払うことが原則である。そこで資力のないものは後見制度を利用できないこととなる。

これを防ぐため、成年後見の申立て費用や後見報酬の一部の費用を助成することで後見制度の利用を促す支援が必要となる。この支援事業は後見制度の社会福祉面に対する公的責任の履行ととらえられるが、利用しにくい制度でもある。

3 成年後見制度利用支援事業による報酬助成の制度の限界

後見制度の利用者が低所得者の場合に報酬を助成する制度が成年後見制度利用支援事業である。この報酬助成は自治体が独自に決定するものであるが、家庭裁判所による報酬付与決定を受けて行われることもある。

東京都では、4分の1弱の自治体では報酬助成制度を有しておらず、報酬助成制度を有している自治体でも、その大半が報酬助成の対象を市区町村長申立事案に限定しており、成年後見申立の主流である親族申立・本人申立を対象としていない。

成年後見制度は申請主義を原則としている。しかし、財政的な問題から実施しない市区町村が生じることが多いため、これが潤滑に行われているとは言い難い状況にある。

（公社）成年後見センター・リーガルサポートでは、行政で報酬助成の体制が整った民間でのつなぎという位置づけで、「公益信託 成年後見助成基金」があり、報酬が助成されているが、平成24年には申請者数は303名、給付額は3千万円を突破し、基金の不足が深刻な状態にあるという。

平成26年度の第14回成年後見助成基金の募集要項によれば、内容は被後見人1人に月額一万円を最大5年間報酬助成（報酬付与申立てをしていない期間）するものである。

管理すべき財産のない低所得者については、法定後見制度の利用対象でないことになる。し



早乙女信夫 【杉並】

かし、判断能力が不十分な状態で財産がない方も、成年後見制度の利用の対象と捉える必要がある。成年後見人の職務の対価を正當に評価することは難しい。

Table with 2 columns: 権利擁護 (Property Management, Personal Supervision) and 成年後見人の職務 (Duties of Adult Guardianship). It lists specific tasks like financial management, insurance, and medical care.

後見人を受任された専門職後見人は報酬額の多寡が必ずしも決定的な要因ではないように思う。例えば、社会福祉士会の団体である「ばあとなあ」の受任状況（2013年2月報告書）をみて社会福祉士の個人受任

者は全国で3781名であり、そのうち1件のみの受任者が1546名（個人受任者の40%）である。また報酬助成額は18千円〜30千円未満が2833件（全件数の71%）なのである。このようにわが国の専門職後見人の大半は、純粋な営利活動（職業的活動）というよりも、むしろ事実上の公益活動として行われているというのが実情である。さて、このような現状における低所得者の後見人に対する報酬助成については、東京会として助成基金をつくり、制度の促進をはかる方法がある。報酬助成の公的な体制が整うまで、私はむしろ成年後見受任者の税理士会会費の免除を提案したい。いくつかの整合を要するが、手続はありうるが、会員の東京会への後見事務報告を求める点および倫理の点からも実りある方法と思う。

4 公益信託成年後見助成基金の現状

（公社）成年後見センター・リーガルサポートでは、行政で報酬助成の体制が整った民間でのつなぎという位置づけで、「公益信託 成年後見助成基金」があり、報酬が助成されているが、平成24年には申請者数は303名、給付額は3千万円を突破し、基金の不足が深刻な状態にあるという。

平成26年度の第14回成年後見助成基金の募集要項によれば、内容は被後見人1人に月額一万円を最大5年間報酬助成（報酬付与申立てをしていない期間）するものである。

5 社会全体で支えていくという考え方

後見制度の運用面の課題の議論はすでに相当蓄積されている。管理すべき財産のない低所得者については、法定後見制度の利用対象でないことになる。し

注1) 上山泰「専任後見人と身上監護第2版」P.26民事法務研究会2010注2) 2013年 前掲注1)P.26注3) 平成23年4月1日横浜家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」シエクト「成年後見の実務的・理論的厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業 総合研究報告書」(2012-17-1-9. 後見報酬の状況)注5) 平成25年1月1日 東京家庭裁判所「東京家庭裁判所立川支部」成年後見人の報酬のめやす」では「なお、親族の成年後見人等は、親族であることから申立てがないことが多いですが、申立てがあった場合は、これを参考に事業に依りて減額されることがあります」と記載がある。注6) 「成年後見制度とその運用の改善に関する意見」(社)日本社会福祉士会(2010.11.16) 家庭裁判所への改善を求める事項(論議)より注7) 成年後見制度における報酬助成のアンケート結果分析並びに自由記載欄まとめ(公社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部 川口 純二平成25年8月19日注8) 当初の民法改正案では「成年後見人に報酬を支払う資力のない人については今後の検討課題となっており」とされた。Q&A成年後見制度要綱試案のすべて 野田愛子ほか共著P.137(1996)注9) 「法務省・厚生労働省が所管であるが、法務省で登記以外の業務を担当する部局があるのか・厚生労働省では老健局と社会・援護局の双方が成年後見制にかかわる中で、どうなっているか外部の人間には理解が難しい」公的助成における成年後見制度利用支援事業の位置づけと意義 佐藤 彰一実践成年後見 No.28P.4(2009)注10) 上山泰「専門職後見人の現状と市民後見人システムの充実に向けて」実践成年後見 No.28(2009)注11) 「後見費用・報酬負担のあり方」制度設計 社会福祉法制の視点からの検討「石田遼平 P.21実践 成年後見 No.50(2014)注12) 「成年後見制度利用支援事業に関する運用上の課題」山口 理恵子京都光華女子大学研究紀要 第47号、(2009年) P.2833-2933注13) 「在宅28000円、施設18000円を上限と考え介護サービスの利用報酬率として参考とされたい」成年後見制度利用支援事業に関するQ&A 平成12年7月3日厚生労働省老健局計画課注14) (公社)成年後見センター・リーガルサポート 前掲注7注15) (公社)成年後見センター・リーガルサポート 前掲注12注16) (公社)成年後見センター・リーガルサポート 前掲注7注17) 「成年後見人の職務」山口 春子 東京成徳大学研究紀要 第18号(2011) P.70注18) 上山 前掲注1)P.4